高齢者施設等での新型コロナウイルス感染症発生時のフロー図

平常時に想定される施設等の対応

- 基本的な感染対策の徹底
- 疫学調査協力を意識した記録の整備
- ＰＰＥを含めた衛生用品の備蓄
- 職員等の配置体制・応援体制の構築
- 感染者発生を想定した研修・演習の実施

①の場合はＰＣＲ検査等実施となった時点で，②の場合はすぐに

①利用者または職員に感染が疑われる症状あり

②利用者または職員が濃厚接触者と判断された

指導監査課に連絡

検査不要と判断された場合は適宜経過観察等

かかりつけ医または受診・相談センター（0120-568-019）に相談・受診

想定される施設等の対応１

- 疫学調査協力のための記録類の準備
- 施設内での情報共有，家族等への連絡
- 必要に応じて消毒，ゾーニング，職員配置の再編等を検討・実施　など

職　員：自宅待機
利用者：原則個室対応

※症状がある場合

ＰＣＲ検査等実施

- 陰性の場合も必ず連絡
- 陽性の場合，連絡のほかに「感染症(疑)発生報告票(別紙含む)」を保健所と指導監査課に提出

陰　性

陽　性

かかりつけ医等に相談し指示がある場合

原則として５日間は「感染が疑われる者」として経過観察

職　員：自宅待機
利用者：原則個室対応は不要
※ 隔離する場合は，二次被害（フレイル，認知症状の進行等）に注意が必要。

経過観察中に疑わしい症状発現または濃厚接触者と判断される

症状がなくても７日間は経過観察を継続

想定される施設等の対応２

- 「１」の継続，実施に加えて
- 疫学調査への協力
- 入所系以外の場合，休止の検討　など

入院または施設・自宅療養

職員は宿泊療養施設の場合あり

保健所の指示に従う

利用者は施設内で療養の場合あり
※症状がある場合10日間の療養

想定される施設等の対応３

「２」に加えて

- 隔離の徹底，ゾーニング実施
- 配置職員の再編，応援職員（介護・医療）の要請
- ゴミ処理時の感染対策の徹底
- 行政との連携（市・道）　など

感染者の増加／クラスター化

想定される施設等の対応４

「３」に加えて

- 保健所保健予防課への連絡
- 症状に応じた入院調整と施設内療養を含めたサービス提供の継続
- 人員・物品などの不足状況の把握と行政等への支援の要請　など

全員療養終了し，発症者が出ないまま７日間※経過

※潜伏期間の１～２倍の期間が目安

収　束

想定される施設等の対応５

- 感染者の退院や職場復帰，応援職員の撤収等と並行して，順次通常のサービス提供体制に戻す
- 感染対策の継続
- 経過記録等の整備（今後のために）
- サービス継続に向けた行政との連携，協力

※想定される対応の具体的な内容については，国の通知「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その２）」等を参考に，施設等の状況に応じて実施すること。対応等に当たっては，保健所の指示に従うことが原則だが，感染状況等によっては，指示を待たずに施設等で主体的に判断・対応する場面もあり得るので，留意すること。

※高齢者施設等の場合，感染者・濃厚接触者が発生した時点で，保健所の判断により全職員・利用者の検査をする場合あり。

※フロー図のいずれかの段階でサービス提供の一部または全部を見合わせる（休止）する場合，「サービス提供の一時見合わせ報告書」を指導監査課に提出すること。

函　館　市